

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和3年10月1日(金) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

第1 墨田区教育委員会教育長職務代理者の指名

第2 委員の議席

議決事項

第1 議案第30号 すみだ教育指針(墨田区教育振興基本計画)の計画期間の延長及び改定(時期)の延期について

報告事項

第1 新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について(資料1)

議案第30号

すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）の計画期間の延長及び改定（時期）の延期について

上記の議案を提出する。

令和3年10月1日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり決定する。

（提案理由）

墨田区基本計画（中間改定）及び墨田区教育施策大綱の改定が1年延期となったことに伴い、すみだ教育指針の計画期間を1年延長するとともに、改定時期を1年延期する必要がある。

すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）の計画期間の延長及び改定（時期）の延期について

1 主旨

「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」（以下「指針」という。）について、次期指針を本年策定する予定であったが、計画期間（平成29年度～令和3年度）を1年延長し、改定を来年度行う。

2 延長する理由

本指針については、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画として策定したものであり、計画期間を平成29年度から平成33年度（令和3年度）としている。本指針は「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」、「墨田区教育施策大綱」及び「墨田区教育委員会教育目標」に基づき主に学校教育分野における目標・推進計画等を定めるものとして策定したものである。

このたび、墨田区基本計画（中間改定）及び墨田区教育施策大綱の改定が新型コロナウイルスの感染拡大防止などの影響によりいずれも1年延期となった。

本指針の改定にあたっては上記墨田区基本計画及び墨田区教育施策大綱の内容と連動させる必要があるため、現在の指針の計画期間を1年延長するとともに、改定時期を1年延期する必要がある。

3 指針の計画期間の延長

	現行	変更後
指針の計画期間	平成29年度～ <u>令和3年度</u>	平成29年度～ <u>令和4年度</u>

新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について

1 理由

新型コロナウイルス感染症対策として、東京都に発令されていた「緊急事態宣言」が解除されたこと及び、本区の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」での決定事項等を踏まえ、以下の施設等について、対応方針を定める必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年9月29日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 対応方針について

- (1) 区立幼稚園、小中学校
教育活動を継続する。
- (2) 学校施設貸出
通常どおり貸出しを行う。
- (3) すみだ郷土文化資料館
通常どおり開館する。
- (4) 立花大正民家園旧小山家住宅
通常どおり開館する。
- (5) すみだわんぱく砦
利用を継続する。
- (6) 放課後子ども教室
事業を継続する。
- (7) 区立図書館
通常どおり開館する。

※ 上記_____部分は、今回の「緊急事態宣言の解除」に伴う変更箇所